

白岡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

白岡市個人番号の利用に関する条例（平成２７年白岡市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第４条を次のように改める。

（個人番号の利用範囲）

第４条 法第９条第２項の条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第２の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第３項の規定により法別表第２の第４欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第２欄に掲げる事務とする。

２ 別表第２の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

３ 市の執行機関は、法別表第２の第２欄に掲げる事務であって同表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成２６年内閣府、総務省令第７号。以下「主務省令」という。）で定める事務その他規則で定める事務を処理するために必要な限度で、同表の第４欄に掲げる特定個人情報であって主務省令で定めるものその他規則で定める特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

４ 第２項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む

書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

本則に次の 1 条を加える。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1 (第 4 条関係)

執行機関	事務
市長	白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和 5 0 年白岡町条例第 1 9 号)による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
市長	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例(昭和 5 4 年白岡町条例第 1 3 号)による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
市長	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成 4 年白岡町条例第 2 0 号)によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
市長	白岡市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱(平成 1 0 年白岡町告示第 9 7 号)による私立幼稚園等就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 (第 4 条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
市長	白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法(健康保険法(大正 1 1 年法律第 7 0 号)、船員保険法(昭和 1 4 年法律第 7 3 号)、私立学校教職員共済法(昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号)、国家公務員共済組合法(昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号)、国民健

の

康保険法（昭和３３年法律第１９２号）又は地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）による知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

住民基本台帳法（昭和４２年法律第

		81号) 第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
市長	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
市長	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

市長	白岡市私立幼稚園等 就園奨励費補助金交 付要綱による私立幼 稚園等就園奨励費補 助金の交付に関する 事務であって規則で 定めるもの	地方税関係情報であって規則で定め るもの
		住民票関係情報であって規則で定め るもの

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、第４条の改正規定（第３項ただし書に係る部分に限る。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日から施行する。